

○中野委員長 これより総務常任委員会を開会させていただきます。

本日は全員の出席でございます。

議事予定表の1番目、令和3年第1回臨時会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）、それぞれ理事者から説明をお願いいたします。

総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金など13事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4千293万5千円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、補正予算書6ページから8ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、2款総務費の新型コロナウイルス感染症対策基金積立金で1億9千831万4千円を追加し、ブロードバンド整備費で1千561万円を減額しようとするものでございます。歳入につきましては、4ページ及び5ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、19款財産収入で1万4千円、20款寄附金で1億9千830万円、22款繰越金で2億2千925万1千円をそれぞれ追加し、21款繰入金で2億5千362万1千円を減額しようとするものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○中野委員長 総務部長。

○野崎総務部長 提出議案につきまして、御説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告につきましては、庁用自動車による交通事故に関わり、損害賠償の額を定めたものでございます。整理番号1につきましては、昨年10月23日、市内忠和6条1丁目におきまして、庁用の軽自動車相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を4万7千560円と定め、12月24日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%であります。整理番号2につきましては、昨年11月13日、市内7条通10丁目におきまして、庁用の小型乗用車が相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を7万9千453円と定め、整理番号3につきましては、昨年12月9日、市内花咲町6丁目において、庁用の乗合自動車が相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を12万5千400円と定め、いずれも12月28日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合はいずれも100%であります。

交通事故防止に向けては、職員の交通安全運動旬間の取組や、毎月職員向けの掲示板での事故発生事例の紹介などを通じて、意識啓発を図っているところであります。特に、12月には事故が多発したということから、改めて注意喚起も行っております。今後とも啓発、注意喚起を通じまして、事故防止に努めてまいりたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○中野委員長 ここで、委員の皆様から何か御発言はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中野委員長 それでは、次の項目に移ります。

報告事項について、上川中部定住自立圏共生ビジョンについて、旭川市国民保護計画の変更について、新たな市民交通傷害保障制度に関する事業の検討結果について、それぞれ理事者から報告をお願いいたします。

総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 上川中部定住自立圏共生ビジョンにつきまして、御報告申し上げます。

上川中部定住自立圏につきましては、圏域全体の活性化を図ることを目的に、圏域の将来像や、協定に基づき実施いたします具体的取組を記載する上川中部定住自立圏共生ビジョンを策定し、旭川市と上川中部8町により連携事業に取り組んでおります。現在の第2期ビジョンにつきましては、平成28年度から令和2年度までを計画期間としており、本年度が最終年度でありますことから、取組を継続するため、令和3年度を始期とする5か年度の第3期ビジョンの策定を行っているところでございます。

策定に当たりましては、第2期ビジョンの評価、検証を行う必要がありますことから、今回、御配付させていただいております資料1、上川中部定住自立圏共生ビジョン評価検証報告を決定したところでございます。その内容は、圏域の総人口及び高齢化率の推移、各取組における取組実績、KPI評価、今後の課題や方向性などを記載しております。

次に、資料2になります。第3期上川中部定住自立圏共生ビジョン（案）でございますが、資料1の評価検証報告に基づき、第2期ビジョンをベースとして作成しており、新たなKPIを設定するほか、36ページの就業マッチング促進事業、37ページのeスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化、38ページの地域の強みを生かした産業振興といった、市議会令和2年第4回定例会で議決をいただき、本市と各町との変更協定を締結いたしました令和3年度から実施する新たな取組を加えまして作成したものでございます。

今後のスケジュールについてでございますが、第3期上川中部定住自立圏共生ビジョン（案）について、1月25日から2月26日までパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様から意見をいただくとともに、3月上旬には、上川中部定住自立圏共生ビジョン懇談会から御意見をいただいた上で、年度内に第3期ビジョンを完成させる予定でございます。

なお、本日御配付いたしました資料については、総務常任委員会終了後、全議員にお配りさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○中野委員長 防災安全部長。

○松尾防災安全部長 旭川市国民保護計画の変更について御報告いたします。

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法により、国の基本指針及び北海道国民保護計画に基づき作成し、旭川市国民保護協議会へ諮問の上、北海道知事に協議、議会へ報告するとともに公表するもので、変更につきましても準用するものでございます。

なお、今回の変更につきましては同法施行令第5条に規定されます軽微な変更該当するため、知事への協議、市国民保護協議会への諮問は必要とされておりません。

資料、旭川市国民保護計画変更の概要を御覧ください。このたびの変更は、令和2年4月以降、

本市におけます組織改正等に伴うものでございます。2の(1)でございますが、令和2年4月1日以降の本市におけます組織改正に合わせまして、本計画資料編のうち、市国民保護対策本部の組織、事務分掌等の一部を修正しております。次に、(2)でございますが、本市の人口や世帯など、経年による統計資料数値の修正、及び関係機関の連絡先等の変更に合わせて、本編及び資料編について一部修正を行っております。

今後の予定といたしましては、ホームページにより公表し、周知を図るとともに、関係機関へ追録として配付いたします。

以上、旭川市国民保護計画の変更についての報告となります。

引き続きまして、新たな市民交通傷害保障制度に関する事業の検討結果について御報告させていただきます。

本件につきましては、令和2年8月の総務常任委員会及び令和2年第3回定例会補正予算等審査特別委員会におきまして、事業終了の判断に至る過程において市民参加の機会が設けられていなかった点について御指摘を受け、現行保険制度に代わる新たな保障制度の必要性等について、改めて市民の皆様からアンケートや意見募集を行い、その結果を踏まえた上で検討いたしました。その結果について御報告いたします。

資料、新たな市民交通傷害保障制度に関する事業の検討結果についてを御覧ください。

初めに、市民アンケートについてですが、無作為に抽出しました18歳以上の旭川市民1千400人を対象に実施いたしました。557人の方々から回答いただき、現行保険に代わる新事業を希望すると回答された方は105人、全体の7.5%で、そのうち新事業への申込みを検討すると回答された方は90人、全体の6.4%でございました。

次に、現行保険加入者、町内会長及び地区市民委員会会長への意見募集についてですが、現行保険加入者につきましては、保険加入筆頭者6千576人に発送いたしまして、102人の方から回答いただき、保険の継続を求める意見は49人でございました。町内会長につきましては、1千236人に発送し、80人の方から回答いただき、保険継続を求める御意見は17人、地区市民委員会会長につきましては63人に発送し、7名の方から回答いただき、保険継続を求める意見はございませんでした。

次に、現行市民交通傷害保険に代わる新たな交通傷害保険の創設につきまして、現行保険と同様の保険内容で市内にございます損害保険会社10社と協議いたしました。そのうち8社からは、保険掛金等の条件が合わず難しいとの回答をいただき、2社からは一般に販売されている類似した保険商品の紹介をいただきました。この保険商品はいずれも掛金が現行より高額で、加えて、加入者募集をはじめ、加入受付や保険金請求受付などの業務を旭川市が担当するというものでございました。

次に、市が単独で保障制度を創設することについてでございますが、これは、市が加入者を募り、会費を集め、集めた会費を基にお見舞金を交付する制度となります。まず、加入者の確保でございますが、新たな制度の創設には制度設計や市民からの意見募集の実施、条例制定など時間を要しますことから、早くて令和4年4月の制度開始とならざるを得ず、1年間の時間的空白が生じることにより、加入者離れが進むことが予想されます。また、町内会長からの意見の中には、新たな保障制度を始めるにせよ、加入者募集の際には町内会に負担をかけないようにしてほしいという意見を

複数いただいております、町内会経由で加入されている方が多い現状において、町内会を経由しない募集方法となりますと、大幅な加入者減につながるものが危惧されております。また、現行制度では、市が加入者募集、加入手続及び保険金請求の受付業務まで行い、それ以降の保険金支払いに関する業務等は損害保険会社が担当しておりましたが、市の単独直営となりますと、全ての業務を市が担当することとなり、保険金請求審査業務など、それらを専門に担当する職員の配置や、請求に関するトラブル等に対応する職員が必要となり、人員と人件費の増加が予想されます。また、新たに単独事業を開始する場合には、多くの加入者を確保する必要がありますことから、今まで以上に周知に努めなければならず、広告費の計上等さらなる経費の増が予想され、財源の確保につきましても、人件費や広告費などの固定費に加え、多額の保険金の支払い等、集めた掛金より支払い額が多くなった場合には、市費での補填など、財源の確保が必要となることが考えられます。

次に、民間の保険商品についてですが、現在、民間の保険商品は充実しております、市民の皆様は個々のニーズに合った商品を選択、加入することができる状況にあります。民間保険会社や共済組合の中には、保障内容と保険料が現行の保険と類似したものもありますことから、現行の保険に加入されている方々の今後の受皿にもなり得るとも考えます。

以上、新たな事業への市民ニーズは多くはないこと、現行保険の加入率が低く、保険料が低額な新たな保険が創設出来ないこと、市単独で事業を開始するに当たっては、人員増や財源の確保が必要であること、既存の一般保険商品の中に現行の保険と類似したものがあること、これらのことを勘案の上、検討しました結果、今日においては行政機関が保険業務を担う必要性は低くなったものと判断いたしまして、令和3年度以降の新たな交通傷害保障制度に係る事業につきましては、実施しないとの結論に至りました。

なお、新たな保障制度を実施しないことにつきましては、町内会の回覧や市広報誌、ホームページ等を通じ、市民の皆様へ周知を図ります。

以上、新たな市民交通傷害保障制度に関する事業の検討結果についての報告です。よろしくお願いいたします。

○中野委員長 ただいま理事者から3つの事項について報告がございました。

ここで、委員のほうから特に御発言はございますでしょうか。

中村委員。

○中村委員 ただいま、新たな交通傷害保障制度に関する事業の検討結果について、防災安全部長のほうから御報告がありましたので、ここでは私の意見だけ述べさせていただきたいなというふうに思っております。

当初、この事業に関しましては、8月25日の総務常任委員会で制度の廃止について報告されております。引受け保険会社がなくなったこと、加入者が少なく、廃止の影響は軽微であることなどの理由から、部局内で判断したものです。

しかしながら、半世紀以上続いた制度であるにもかかわらず、市民委員会や町内会、加入者などに一度も制度の廃止に関わって、聞き取り調査すら行っていないことが分かりました。制度の改廃については、市民参加を求めることが原則であることから、私としましても、しっかりと調査をした上で判断する必要があるとの立場で質疑をさせていただきました。確かに、コロナ禍という状況もありますので、人を集めるという、そういうことはなかなか難しい状況だったのかなというふう

に思うんですけれども、電話すらしていなかったということで、全く市民参加のしの字もないという状況のなかで部局内で廃止を判断したというのは、すごく違和感がありました。

今回の報告は、加入者や町内会などからしっかりと意向調査、確認をした上で、その内容を分析して廃止を決めたものです。また、ちょっとこの数字の取り方については違和感がある部分もあるので、指摘だけはしておきたいと思うんですけれども、例えば回答数557人のうち、上記希望者のうち新事業への申込みを検討するということから、パーセンテージが回答数から言えば6.4%じゃないわけですよ。ですから、普通は回答数に対するその割合ということで考えますと、十何%とかというふうになるのに、あえて何か少なく見せよう見せようというような意図も感じないわけではないんですね。

例えば、あと2番目のところの現行保険加入者についても、対象者数は確かに6千576人だったかもしれませんが、継続意見のパーセンテージが0.7%ということで、いかにも少ないように見えるんですが、回答数は102人ですよ。回答数102人のうち継続意見が49人ですから、おおむね半分の方が継続を望んでいるというふうに見えるわけで、ここのパーセンテージというのは、やはり回答数のうち継続意見のパーセンテージということを書くべきなのかなというふうに思うんですね。

補正予算等審査特別委員会のときの質疑でも、答弁の中では、加入者には全ての方に調査をしたということも言われていたと思うんですけど、たしか、加入者は1万人以上いたのかなと思うので、その点についてはちょっと少なくなっているのかなという気もしないではないんですが、そこは置いておきまして、いずれにしてもこの分析の中で見えてきたことは、確かに今、部長から報告があったように、これは廃止をしてもやむを得ない状況になっているなということは今も明らかです。この判断については、私自身異論は全くありません。ただ、8月の常任委員会での廃止の報告と、今回の市民交通傷害保障制度に関する事業が終了するという報告は同じようにも見えるんですけど、経過が全く違っており、市民参加を求めながら制度の改廃を行うという本市の方針がようやく担保されたものと安堵しているところです。

今後におきましては、市民参加をしっかりと担保した上で、制度の改廃を行っていただきたいことを再度お願い申し上げまして、発言とさせていただきます。

○中野委員長 他に、委員の皆様から御発言がございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、以上で全ての協議事項を終了させていただきました。

以上をもちまして、総務常任委員会を散会させていただきます。

散会 午前10時23分